

京都市三山森林防災ガイドライン（仮称）の策定に係る基礎調査業務 受託候補者選定実施要領

制定 令和元年7月29日

（目的）

第1条 この実施要領は、古都保存及び緑地保全等の推進に関する業務受託候補者選定要綱（以下「要綱」という。）により、京都市三山森林防災ガイドライン（仮称）の策定に係る基礎調査業務（以下「本業務」という。）の受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

（受託候補者選定委員会）

第2条 要綱第5条第7項の受託候補者選定委員会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 都市計画局都市景観部長
- (2) 都市計画局都市景観部土木担当部長
- (3) 都市計画局都市景観部風致保全課長
- (4) 都市計画局都市景観部開発指導課長
- (5) 産業観光局農林振興室林業振興課長

2 受託候補者選定委員会の委員長は、都市計画局都市景観部長とする。

3 受託候補者選定委員会の庶務は、都市計画局都市景観部風致保全課において行う。

（受託候補者の選定等）

第3条 要綱第5条第11項に規定する選定方法の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受託候補者選定委員会は、受託希望者から提出された提案書の内容に基づいて、別表に記載した事項を評価する。
- (2) 前号の規定による評価は、別表により受託候補者選定委員会の各委員が行う。
- (3) 受託候補者選定委員会は、第1号の規定による評価の得点の合計が最大となる者を、受託候補者として選定する。ただし、得点の合計が最大となる者が2者以上となった場合には、受託候補者選定委員会において協議のうえ、1者を受託候補者として選定する。
- (4) 受託希望者が1者の場合は、委員会は受託希望者が本業務を受託するに当たり、適切に業務を遂行できるかを総合的に判断し、選定する。
- (5) 受託候補者選定委員会は、第1号の規定による評価について、得点の合計が最大となる者について、業務を実施する能力に満たないと認める場合においては、第3号、第4号の規定にかかわらず、受託候補者として選定しないことができる。

附則

- 1 この実施要領は、決定の日から施行する。
- 2 この実施要領は、令和2年3月31日をもって廃止する。

(別 表)

		受託希望者			
評価項目		評価基準	配点	評価	評価点
業務実績	同種・類似業務の実績 (管理技術者)	同種の業務1件当たり3点を加点 類似の業務1件当たり2点を加点 実績なし 0点	6 (上限)		
	同種・類似業務の実績 (主任技術者)	同種の業務1件当たり3点を加点 類似の業務1件当たり2点を加点 実績なし 0点	6 (上限)		
実施体制	本店等の所在地	A : 本店所在地が京都市内 (6) B : 支店所在地が京都市内 (3) C : 本店所在地が京都市外 (0)	6		
	担当技術者の人数 業務遂行に十分な技術者が確保されているか、 (管理技術者は除く)	A : 4人以上 (6) B : 1人以上4人未満 (3) C : 1人未満 (0)	6		
提案の的確性	三山の森林を取り巻く現状及び課題について理解し、現実的・具体的な提案がなされているか。 (業務の理解力)	A : 非常に優れている (24) B : 優れている (18) C : 普通 (12) D : やや劣っている (6) E : 劣っている (0)	24		
	上記提案の実現に向けて、効果的、効率的な調査方法及び実施体制が提案されているか。また、調査方法に裏付け、説得力はあるか。 (調査の実行力)	A : 非常に優れている (24) B : 優れている (18) C : 普通 (12) D : やや劣っている (6) E : 劣っている (0)	24		
	調査結果をわかり易く、汎用性のあるまとめ方で表現する方法が提案されているか。 (資料の表現力)	A : 非常に優れている (24) B : 優れている (18) C : 普通 (12) D : やや劣っている (6) E : 劣っている (0)	24		
受託希望金額	受託希望金額に応じて配点を行う	A : 10,120千円未満 (92%未満) (4) B : 10,120千円以上10,340千円未満 (92%以上94%未満) (3) C : 10,340千円以上10,560千円未満 (94%以上96%未満) (2) D : 10,560千円以上10,780千円未満 (96%以上98%未満) (1) E : 10,780千円以上 (98%以上) (0)	4		
合 計			100	/	